

それに対しまして標準的な年金が23万8,000円でこの割合が6割（59.4%）になるということでございます。一方で、本編の資料2-1の1ページにお戻りいただきまして、二つ目でございますが、自営業世帯につきましては、基礎年金（夫婦二人）で、老後生活の基礎的部分をカバーするということを基本として給付水準を設定しています。

また、諸外国、国際的にもサラリーマンにつきましては、先ほどご紹介いたしました現役時代の賃金との比較で、その何割ということで給付水準を設定することが通例でした。ILOでもこの方法が採られています。

もう一枚おめくりいただきまして「(2) 論点(例)」でございます。いくつか掲げておりますが、それをご覧になつていただく前に、資料2-2(資料編)の2ページをご覧になつていただきますと、高齢者世帯の生計費と年金の給付水準というのを書いてございます。箱が二つございますが、まず標準的な年金23万8,000円というのを書いた上で、下に高齢者夫婦世帯の消費支出をとりましたら、24万4,000円でございますから、標準的な基礎年金と厚生年金合わせますと、24万4,000円のほとんどをカバーしているところでございます。

それから、基礎年金相当分の13万4,000円で見てみると、下の高齢者夫婦世帯の消費者支出のうちで、食料から始まって保健医療ぐらいまで13万3,000円強でございますから、大体、衣食住をはじめとする基礎的な部分がこの基礎年金二人分である13万4,000円でカバーされているということかと思ってございます。

資料2-2(資料編)の3ページですが、それを家計調査で見てみたものです。下の二つの箱が家計の実収入と実支出でございます。実収入23万6,000円のうちの大半が公的年金収入21万9,000円でございまして、それと先ほどもご覧になつていただきました、こういう家庭ではどういった支出があるのかというのを比べていただきましても、公的年金の給付を中心的な収入源としてこの家計の支出が営まれるというのが窺われるかと思っております。

次に資料2-2(資料編)の4ページの1-4でございます。これは複雑な図ですが、横軸欄は年金の年収額を階級別にとっています。従いまして、左から年金の年収額が80万～120万円、年金の年収額を階級別にとり、かつ高齢者夫婦世帯で働いている人も込みでございます。それで横軸の階級をとり、それにそれぞれ赤い線が入ってございますが、これが高齢者夫婦世帯の収入でございます。収入の線をとり、それぞれの階級ごとに箱が三つございます。このうちの一番左が年金以外の収入で真ん中が年金。赤い線の家計の収入というのは、年金以外の収入と年金を足したものがこの線になります。それに対しまして一番端が階級ごとの家計の消費者支出でございます。従いまして、赤い線と一番端の消費

支出を対比させていただきますと、大体どこの階級でも収入が消費支出を上回っているというのをご覧になっていただけるかと思っております。

それから階級で言いますと240～280万円のところで、真ん中の年金の月額とその家計の消費支出とが大体トントンになっています。階級が上がるにつれまして、年金が消費を上回り、逆にそれより下回るにつれて、年金が消費支出より足らなくなりますから、そういう場合には年金以外の収入が出てきて、それで全体としてはこの収入が消費支出を上回っている。そういう傾向が見てとれます。

資料2－2（資料編）の5ページですが、消費支出の高齢者世帯と現役世代の消費支出の対比を書かせていただいています。箱が四つございますが、一番上が夫65歳、妻60歳以上の年金受給者です。下の箱三つが、夫婦のみ、又は結婚していない子どものいる夫婦で、年齢が50代、40代、30代、という働いている方々の消費支出を対比しております。

特徴的なのが二つございまして、一つは、上から二つ目の、例えば夫50代のところを見ていただきますと、青いところで4万2,531円でございます。これは何かと言いますと、土地家屋の借金返済、住宅ローンでございます。その返済が現役世代には多いが高齢者ではない。それから、その隣に赤いのがございます。教育費4万3,882円ですが、これも現役世代は多いけれども、高齢者にはないということで、住宅ローンや教育費といった点で違いがあります。

もう一つ、一番上の高齢者の朱色のところをご覧になっていただきますと、消費支出が24万円でございます。これが現役では34万円から27万円まで分かれていますが、ただ、ここでは世帯人員が現役と高齢者で違いますから、その差を補正していくために、（注）で書いておりますが、世帯人員の平方根で除すという方法をとっております。これで世帯人員の差のある世帯を比較することにいたしますと、高齢者で言いますと、17万15円となっています。これが世帯人員の差をならした後の数字ということで、一つの方法でございますが、これを見ますと、むしろ現役の40代、30代の方が消費支出は小さくなっているということで、逆に言いますと、高齢者夫婦の消費水準は30代や40代をやや超える数字にあるということがこの調査から見てとれるかと思っています。

6ページは先ほどご紹介いたしましたから、サラリーマンOBと自営業OBとの収入の差でございます。これは省略させていただきます。

・ 7ページは、無収入の高齢者の方がどれくらいおられるかということでございます。収入の低い方を、世帯ではなく今度は高齢者個人ごとでとりました。左の方の個人の年間収入階層別に見た分布でございます。男性が上、女性が下でございますが、特に収入なしの

ところを見ていたいたら、男性で4.8%、女性で17%でございますが、そういう方がどういう世帯、家族構成かと言いますと、両方とも共通して言えるのは三世代同居というのが多いということでございます。

下の女性では、夫婦のみの家族構成が相当あり、この場合には女性には収入ないけれども、男性にあるのだろうということを推測できる構成がございます。もう一つは、女性の80万円未満とか80万～160万円未満ということになりますと単身の女性がこの辺に結構おられるということが窺えるかと思っています。

それを生活保護の適用状況で見てみると、65歳以上の被保護者が37万人おられますが、その方々のうちの45.4%は単身女性です。17万人ぐらいおられる。そういうことが生活保護の調査からも見てとれるかと思っています。

8ページ、9ページは、単身女性の収入の低さが年金から起因しているのだとしたら、その要因として、女性の被用者年金の加入期間が短いとか賃金が低いとかというようなことがあるという現状を8ページ、9ページなどで掲げさせていただいております。

10ページは、給付水準の諸外国の対比でございます。頭にアメリカ、イギリス、ドイツ、スウェーデン、日本の平均年金額をとって、その下に各国の平均賃金額を書かせていただいておりまして、その対比として一番下の欄に書いております。日本で42%でございますが、スウェーデンで58%等々で、ご覧にいただけるような水準でございます。

(注) の「3」をご覧になっていただきたいのですが、各国の年金受給権獲得に必要な加入年数が異なることから、各国の平均年金額自体が国により異なっております。アメリカ、ドイツでは、10年、5年という短い加入年数でも年金を受給することが可能ですが、そういうものも含めた平均年金額になっておりますから、低い年金になっているところでございまして、私どもとしましても、本当に各国の年金水準あらわすのにこの形しかないのかどうか、さらに考えさせていただかなくてはならないかと思っているところです。とりあえずこれは平成12年版の厚生白書からの資料としてご紹介させていただきました。

そういうところで、資料2-1の2ページに返っていただきすると、給付水準をご議論いただいた時の論点といたしまして、高齢者世帯の生計費（消費支出）の関係、現役世代の生計費の比較、サラリーマン世帯と自営業者世帯との違い、特に所得の低い単身世帯とか女性単身世帯の給付水準の問題、国際的に見た比較、そういうところを踏まえまして、現在の給付水準についてどう考えるかという論点があろうかと思っています。

3ページでございますが、保険料負担水準です。現行制度の基本的な考え方といたしまして、保険料負担は、社会保険方式の公的年金制度では、一定期間の保険料納付が前提と

して年金が出ます。従いまして、制度スタート後に一定の時間が経過して受給者が増えて年金給付費が増大してまいります。また、それとともに公的年金ですから、社会経済の変動に応じた実質的な価値のある給付を行うため、賃金、物価スライド等々の給付水準の改定をやっているところでございます。それによって給付が更に増えてまいります。

このような年金給付の動向を踏まえまして、従来から段階保険料という方式をとってきております。この方式は、保険料を将来に向けて段階的に引き上げていくことをあらかじめ想定して、その将来見通しに基づいて保険料率を設定してまいります。この関係を、資料2-2（資料編）の12ページに概念図を示させていただいております。

給付費が点線で増えてきますが、平準保険料方式を探りますと、最初から横一線になるわけでございますが、その平準保険料方式ではなくて、段階で上げてきております。もう一つございますのは、図の中に書かせていただいておりますが、この図自体は、制度発足後、給付内容を改定せず、人口、経済情勢等も一定とした場合の保険料を示したものでし、現実には給付内容を改定していくれば、横一線の平準保険料自体も変わっていくということで、そもそも平準保険料が最初からいつまでも一定になっているということではないということもご留意していただきたいと思っています。

資料2-1の3ページに返っていただきますと、現実に財政方式はどうなっているかということですが、下の2行、これまで段階的に保険料（率）を引き上げてまいりましたが、一方で給付水準の改定、制度の成熟によりまして年金給付費が増大してまいりまして、現在では世代間扶養（賦課方式）を基本とした財政運営制度になっております。従いまして、現在では納付された保険料はすべて年金給付に充てられて、年金積立金は実質的には増えない状況でございます。

それとともに諸外国でも同様に年金保険料を徐々に引上げられてきているところでございます。その辺の関係の資料を資料2-2（資料編）の13ページから付けさせていただいております。時間の関係上省略させていただきますが、13ページ、14ページが過去の推移でございまして、15ページに将来の保険料の見通しが書いてございます。15ページをご覧になっていただきますと、総報酬ベースでございますが、現在13.58%、11年の財政再計算では階段的に上げて19.8%まで行くというふうに考えていたところですが、それを前々回説明いたしましたように、将来推計人口が変わりましたことを受けて将来推計をやり直しますと、そこに書いておりますような19.8%が24.8～20.6%まで上がっていくということになるところでございます。同じような図を国民年金につきまして16ページに付けております。

資料2－2（資料編）の17ページには諸外国の年金保険率の推移を付けてございます。アメリカ、イギリス、ドイツ、スウェーデン、日本、それぞれ保険料率と高齢化率を書いております。ご注意いただきたいのは、現在日本では17.35%と書いておりますが、これは標準報酬、月収ベースですから、諸外国と対比するために年収ベースに書き換えますと13.58%となります。括弧の中で諸外国と対比していただければと思います。そういたしますと、今の日本の高齢化率が17.3%ですから、大体これで13.58%という保険料ということは、高齢化率は諸外国と比べて日本は低いというのが見てとれるかと思います。

そういう中で、資料2－1に返っていただきますと、4ページでございますが、「(2)保険料引上げの凍結解除」についてでございます。将来に向けた公的年金の財政計画におきましては、先ほど申しました段階的な保険料引上げとともに、相当程度の積立金を保有し、その運用収入を含めて年金給付を賄うことによりまして急激な保険料水準の上昇を緩和していくという計画で進めているところでございます。

資料2－2（資料編）の18ページをご覧になっていただきますと、「2－7 厚生年金の保険料引上げ計画」というのを付けさせていただいています。太線が11年財政再計算に基づく引上げ計画、もう一つの線が完全な賦課方式による保険料率でございます。その差を積立金の運用利回りで稼いでいって、現実の保険料引上げ計画の最終保険料を下げていくという計画でございます。

そういう中で段階的な保険料の引上げは後に遅らせますと、結局将来の積立金から得られる運用収入が減ってしまいまして、最終的には保険料水準の引上げ幅が大きくなるのではないかろうか。逆にこの引上げをより早期に行いますと、最終的に収支を均衡させるための保険料水準の引上げ幅が小さくなるのではないかろうかと思っています。その辺は資料2－2（資料編）の19ページの概念図でございます。最終保険料（率）と保険料（率）の引上げ計画は11年再計算ベースの線を太線で描いておりまして、それより早くしますのを赤線で描いております。赤線のようにしますと最終保険料率は低くなり、それより後にしてしまと、黒線で描いておりますが、最終保険料率が高くなるという関係になります。

資料2－1の5ページの1行目でございますが、仮に、次期年金制度改正におきまして、現在予定している保険料引上げ凍結解除を行わず、現在の保険料水準、すなわち13.58%を将来にわたって固定することをすれば、新人口推計対応試算ベースでは、現在受給している年金を含め、直ちに給付水準を大幅に抑制することが必要になる。例えば基礎年金国庫負担割合1/2の場合は3割程度、1/3の場合は4割程度の給付費の抑制が必要になってくるのではないかということでございます。

そういうことを前提とさせていただきまして、「(3)」でございますが、何をご議論いただくかというところでございます。少子高齢化が急速に進展する中で、保険料負担の水準を段階的に引上げていくことが必要であり、次の改正では保険料（率）を引上げを再開させが必要である。

そしてその場合、将来の最終保険料の水準をどう考えるか。前回の12年改正では、厚生年金については、年収の20%ぐらいに最終保険料を設定させていただいたところでございます。その関係が資料2-2（資料編）の20ページ、「2-9」でございますが、三点考え方を挙げてございます。西欧諸国の例において心理的な負担の限界と見られていること、12年改正時の各種の有識者調査の結果、約2割という負担水準が最も多くの支持を集めたということ、そして、もう一つは、年金保険料だけではなく、税、ほかの社会保険料負担を合わせたトータルの国民負担の関係。そういうようなことを総合的に考えて20%と設定させていただいたところでございます。

将来の最終保険料を予定よりも抑制しようとした場合、その抑制度合いに応じまして将来の年金給付の適正化が必要となります。この場合、現在受給している年金との間での給付水準に格差が生じるとともに、適正化の度合いによっては、資料2-1の6ページでございますが、公的年金というのは所得保障の主柱でございますが、公的年金の意義にも関わることとなるという問題があるのではなかろうか。

もう一つ、保険料の引上げ方ですが、厚生年金につきましては、現行では財政再計算のたびごとに引き上げていくということですので、例えば直近の11年の再計算では、基礎年金1/2の場合、5年に一回、1.77%ずつ上げていくとしておりますが、これをどう考えるか。それとも毎年、小幅ごとに引き上げていくという考え方についてどう考えるかというご議論もあるうかと思っています。

それとともに、最終保険料（率）の到達する年次につきまして、11年再計算では、2025年に到達するということを想定しておりますが、それを後世代に対する負担ができるだけ軽くするため、引上げ計画を先に上げてしまうというようなことが一つあります。もう一つは、一方で経済環境が悪く実質賃金上昇率が低いときには、むしろ引上げ幅自体を圧縮していくという経済に配慮したような措置をどう考えるか。この場合には、引上げ計画自体を後倒しすることとなるのかどうか。こういたしますと最終保険（率）は高くなります。この辺の引上げの計画、最終保険料（率）の免除をどう考えるかというところもご議論になるかと思っています。

それから、最後でございますが、保険料の引上げは厚生年金だけではなくて、1号被保

険者の方についても当然引上げさせていただかなければならぬわけでございますが、そういたしますと、まさに1号被保険者の国民年金の保険料は定額ですから、所得に関わりなく定額という点ではかなり厳しくなる方もおられるのではないかと見ますと、現行の保険料は全額免除か半額免除というような刻みになってございますが、これを更にきめ細かく保険料の免除制度を設定していくことが考えられるかどうか。そういうようなところが論点だろうと思ってございます。

以上、早口で恐縮ですけれども、給付と負担の前半をご説明させていただきました。

○ 宮島部会長

だんだん論点が現実的にも具体的なものになりかけていますので、いろいろご意見があると思います。かなり資料もございまして、この前、所得階層別の年金配分ですとか、そういう状況などもきちんと調べるようにということを申し上げた資料があったと思いますけれども、資料も含めまして、今の前半部分につきまして、質問、質疑等がある方、どうぞよろしくお願ひいたします。

○ 掘委員

資料2-2、1ページの給付水準ですけれども、これは若い世代の手取り年収の6割という数字なんですが、若い世代は税、社会保険料負担を除いた手取り収入にしているのですが、モデル年金の方は、税、社会保険料負担がないために名目値となっています。モデル年金を手取りに直したら大体幾らぐらいになるのかという点と、ボーナス込みで比較するというのは、給付水準を算定する際には良いのですが、サラリーマンは給料で生活していると思いますので、手取り月収対一人の年金月額がどれくらいか教えていただきたい。

○ 宮島部会長

すぐお答えできる用意ございますか。

○ 榎畑年金課長

年金に対して、税金そのものは基本的には、是非はともかくとして掛かってございませんから、税という面ではほとんどないのでございましょうけど、あの社会保険負担をどう見るかということは作業させていただければと思っております。

○ 宮島部会長

それは次回でよろしゅうございますか。

○ 掘委員

家計調査でしたでしょうか、非消費支出が月2万5,000円という資料がありました。

○ 榎畑年金課長